

〔参 考 4〕

特別養護老人ホームにおける
療養の給付(医療)の取扱いについて

昭和63年 3月19日

保険発第24号 健医老老第15号

厚生省保険局医療課長, 厚生省保健
医療局老人保健部老人保健課長通知

標記については、昭和63年4月1日より、下記によることとしたので、遺憾なきを期するとともに、関係者に対して周知徹底を図りたい。

なお、下記事項については、社会局とも協議済みであるので念のため申し添える。

おって、昭和62年12月11日健医老老第44号・保険発第89号通知「特別養護老人ホームの入所者に係る生活指導管理料及び慢性疾患指導管理料の算定について」は、昭和63年3月31日限り廃止する。

記

1. 保険医が、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第19条第1項第2号の規定に基づき、特別養護老人ホームに配置されている医師(以下「特別養護老人ホームの医師」という。)である場合は、特別養護老人ホームに赴き行った診療(緊急に行った往診の際の診療を除く。)については、初診時基本診療料(初診料)、再診時基本診療料(再診料)又は往診料は算定できないこと。
2. 保険医が特別養護老人ホームの医師である場合は、特別養護老人ホームの入所者である患者については、慢性疾患外来医学管理料、慢性疾患指導

料、在宅自己注射指導管理料、在宅自己腹膜灌流指導管理料、在宅酸素療法指導管理料(指導及び管理に係る費用に限る。)、在宅中心静脈栄養法指導管理料、在宅経管栄養法指導管理料、在宅自己導尿指導管理料、皮膚科特定疾患指導管理料、老人外来医学管理料、生活指導料又は痴呆患者在宅療養指導料は算定できないこと。

3. 保険医が特別養護老人ホームの医師でない場合は、緊急の場合又は患者の傷病が当該特別養護老人ホームに配置されている医師の専門外にわたるものであるために特に往診を必要とする場合を除き、特別養護老人ホームに入所している患者に対して、みだりに往診を行ってはならないこと。
4. 在宅患者訪問診療(察)料、在宅患者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料、寝たきり老人訪問診療(察)料、寝たきり老人訪問指導管理料、寝たきり老人訪問看護・指導料又は寝たきり老人訪問理学療法指導管理料については、特別養護老人ホームに入所している患者については算定の対象としないものであること。
5. 保険医が特別養護老人ホームに赴き診療を行った場合は、診療報酬明細書の欄外上部に「(特養)」又は「(特養)」の表示をすること。